

# 予算決算委員会厚生分科会記録

1 日 時 令和元年6月26日（水曜日）

開 会	午前 9時56分
休 憩	午前10時04分
再 開	午前10時23分
休 憩	午前10時36分
再 開	午後 1時06分
休 憩	午後 1時16分
再 開	午後 1時57分
閉 会	午後 2時15分

2 場 所 第 2 委 員 会 室

3 出席委員 10人

分科会長	高 田 真 里
分科会副会長	泉 英 之
委 員	松 井 邦 人
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	松 尾 茂
//	橋 本 雅 雄
//	鋪 田 博 紀

委 員	高 田 重 信
〃	高 見 隆 夫

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【病院事業局】

病院事業管理者（富山市民病院長）	石田 陽一
富山まちなか病院長	樋上 義伸
管理部長	古澤 富美男
理事（管理部次長）	高田 英俊
参事（総務医事課長）	石井 達也
医事課長	浦田 純一
経営管理課長	井村 孝志
契約出納課長	長森 貴弘
経営管理課主幹（調整担当）	竹内 孝

### 【市民生活部】

部長	岡地 聡
部次長	蔵堀 茂博
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	宮津 公明
参事（市民生活相談課長）	広瀬 圭一
参事（市民課長）	毛呂 知昭
生活安全交通課長	森川 知俊
男女参画・市民協働課長	高田 まどか
スポーツ健康課長	若松 潤
大沢野行政サービスセンター所長	中田 俊彦
大山行政サービスセンター所長	酒井 英幸
八尾行政サービスセンター所長	中島 善一
婦中行政サービスセンター所長	野上 健
山田中核型地区センター所長	高杉 稔
細入中核型地区センター所長	圓山 尚英
消費生活センター所長	川越 直樹
市民生活相談課主幹（調整担当）	豊岡 円

## 【福祉保健部】

部長	酒井 敏行
理事（保健所長）	元井 勇
部次長	高野 聡
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	中島 眞由美
参事（医療介護連携・高齢者福祉担当）	岩田 大史
参事（保健所次長）	瀧波 賢治
福祉政策課長	山森 豊
生活支援課長	丸本 昌
指導監査課長	長 康博
障害福祉課長	沼崎 益大
長寿福祉課長	高場 英人
介護保険課長	三邊 泰弘
保険年金課長	鈴木 富勝
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 泰三
保健所地域健康課長	横山 浩二
保健所保健予防課長	宮崎 英明
保健所生活衛生課長	宮前 仁
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
福祉政策課主幹（調整担当）	澤野 重雄
生活支援課主幹	中田 陽子

## 【こども家庭部】

部長	中村 正美
部次長	牧田 栄一
こども支援課長	関谷 雄一
こども福祉課長	熊本 真紀
こども育成健康課長	中田 祐一
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 泰三
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
こども支援課主幹（調整担当）	中川 美智留

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課副主幹

朝倉 雅彦

議事調査課副主幹（議事係長）

中山 崇

議事調査課主事

北山 栞

## 7 会議の概要

分科会長 皆さんおそろいの方です。ただいまから、令和元年6月定例会の予算決算委員会厚生分科会を開会いたします。

審査に先立ち、分科会記録の署名委員に松井委員、金井委員を指名いたします。

当分科会に送付されました各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります分科会審査順序のとおり行う予定であります。

なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、病院事業局所管分に入ります。

報告第9号 平成30年度富山市病院事業会計継続費繰越計算書、

報告第16号 債権放棄報告の件中、病院事業局所管分、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

病院事業管理者 〔挨拶〕

経営管理課長 〔報告第9号について、

議案書により説明]

- 医事課長      〔報告第16号中  
病院事業局所管分について、  
議案書により説明〕
- 分科会長      これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。
- 高田委員      報告第9号について先ほど説明がありました  
が、入札不調に至った経緯について教えてく  
ださい。
- 経営管理課長    経緯につきましては、入札を2回行ったとこ  
ろでございますが、入札の参加業者がいなか  
ったということでございます。
- 高田委員      今後のことを聞いていいのかちょっとわから  
ないのですが、今後の見通しがあれば聞かせ  
てください。
- 経営管理課長    3回目の入札を本年度4月に実施いたしまし  
て、既に契約済みでございます。
- 松井委員      さきの3月議会の厚生委員会でも聞きました  
けれども、この契約が遅れたことによって一

あのときは、最終的な工期には影響はないと思うという答弁だったのですが、実際、今の流れでちゃんと計画どおり進むのかどうかの確認をさせてください。

経営管理課長 現時点では、計画どおりで予定しているところでございます。

大島委員 債権放棄報告の件で、現在、時効進行中のものがあると思うのですが、来年度どれくらいが時効にかかるのかという点と、行方不明等の方々について、診察を受けるときに、保険証の提示等がしっかりなされているのかお聞きしたいと思います。

医事課長 時効等にかかるものですが、来年度も今年度とほぼ同じ金額とと思われます。  
ただ、民法が改正になりまして、来年度4月からは5年の時効になりますので、その適用によって金額が上下する可能性があります。  
それと、救急の場合に保険証が提示されない場合のものは今回64件で、自費で10割負担のものが20件余りございます。  
保険証の提示がない場合は最低でも住所、名前、生年月日の記載はお願いしているのですが、どうしてもその後、つかまらないケース

がやはりございます。

分科会長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、厚生分科会病院事業局所管分を終了いたします。

午前10時04分 休憩

~~~~~

午前10時23分 再開

分科会長 これより、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を行います。  
議案第94号 令和元年度富山市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活相談課長 〔議案第94号中  
コミュニティ助成事業補助金について、  
議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第94号中  
八尾B&G海洋センタープール改修工事につ  
いて、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

大島委員 自治組織関係費の助成についてですが、受け  
取られる側の保存会、町内会等は、地縁団  
体の要件というのは必要なのでしょうか。  
地縁団体であれば、財産目録等をきちんと管  
理されるのですが、そうでなければだんだ  
ん忘れていかれるのではないかなというふう  
に危惧するところですが、いかがでしょ  
うか。

市民生活相談課長 獅子舞保存会等につきましては、地縁団体等  
の登録はされておられません。  
今回、コミュニティセンター助成事業を受け  
られます掛尾町町内会につきましては、財産  
の登記の問題もありまして、地縁団体の申請

を受け付けております。

大島委員 追分茶屋自治会は地縁団体ではないということ  
とでよろしいですか。

市民生活相談課長 地縁団体ではないというふうにお伺いして  
おります。

泉委員 八尾B & G海洋センタープールに関して、B  
& G財団の助成を受けている施設は多分合併  
前の旧町村部に多いと思うのですが、今回も  
2, 280万円助成いただくということ  
です。富山市とB & G財団との関係と、あと、市内  
には何カ所ぐらいこのような施設があるのか  
ということをお聞きしたいのです。

スポーツ健康課長 まずB & G財団と市の関係ということにつ  
いてですが、B & G海洋センター施設の建設に  
際しましては、旧大山町ですとか旧八尾町の  
ほうからB & G財団に対しまして、施設建設  
に関する願書というものを提出しております。  
その願書の中で、B & G財団の海洋センター  
施設の建設が必要な理由ですとか、財団の趣  
旨やプランに賛同することなどを説明した上  
で、財団の採択を受けて、こういった施設が  
建設されているという経緯がございます。

今、市内には、先ほど申し上げた旧大山町のほうに体育館とプールがそれぞれ1つずつ、あとは今回の八尾のプールということで、計3施設が市内にございます。

泉委員                    そうしたら、あと残りは旧大山町の施設ということなのですが、そちらについても、B & G財団と協議して、補修なりという方向性は今のところ継続されていくおつもりなのでしょうか。

スポーツ健康課長        今回の八尾のプールのように、一定程度多額の費用を要するような改修ということになりますと、財団のほうにお願いして、採択されれば助成を受けられるということになります。

高見委員                    八尾B & G海洋センタープールですが、利用者は大体どれぐらいですか。

スポーツ健康課長        まず、大山のプールについては、平成30年度で414人です。八尾のプールについては、7万4,771人、あと、大山の体育館については、3,370人です。

高見委員                    B & G財団のほうから、相当以前より補助をもらって営業しておられるということは聞い

ているのですけれども、利用率というか、利用人数というのは別に加味されないのですね。

スポーツ健康課長 財団のほうで施設の評価というのをやっておられまして、その評価の項目の中には、利用者数というものも要素として入っておりますので、それによって評価が上下するというとはあり得ます。

高見委員 今、公共施設の統廃合だとか長寿命化など、いろいろなことを各自治体一特に富山市ではやっているわけですが、こういう有意義なといいますか、財団の有利な補助があるものについては、しっかりと整備して、そしてまた長持ちさせるという方向に、これからも市としてしっかりとしていっていただければ、利用する人たちもいいだろうし、その地域の皆さんにとってもいい施設でありますので—その辺はやっぱり、もらうものはもらっておかなければいけないと思っているので、よろしく頼みます。

それともう一つ、自治組織関係のコミュニティ助成事業ですが、これが去年、おととしぐらいから富山市の割当てが少し多くなってきました。それまでは富山市から申請しても、2年に1回とか、3年に1回とか、なかなか

来なかったのですね。

今年度もこの2つ、獅子舞用具、それとコミュニティセンター—これは聞いていたら、富山市の県に対する働きかけが非常に弱かったと。それで、私も3年前にお願いしたときに、「富山市さん、もう少ししっかり運動してください」という話が県からあったのです。当時の課長は、今、ほかの部署におられますけれども一市が県に対して非常に強く働きかけるといって形になってきているのですが、それと同時に、富山県の割当ての枠を国のほうでちょっと増やしていただいたのです。それで、2つ同時に来るような状態になってきたのではないかと思うのです。担当課長も大変ですけれども、やはり県とよくコミュニケーションをとりながら—こういう要望は富山市にまだ幾つもあるでしょう。まだ待っている人も結構いるのです。そういうこともありますので、私の要望として、担当課長並びに部長は、市の要望、状態を県にしっかりと訴えてください。

分科会長 要望ということですね。

市民生活相談課長 コミュニティ助成につきまして、市から直接県に要望するということはございません。

近年の状況につきましては、昨年度も獅子舞については2団体、平成29年度は4団体、平成28年度は3団体と、大体そのような形で補助はいただいているところでございます。また、コミュニティセンター助成事業につきましても、5年前からずっと1団体程度採択を受けているというところでございまして、繰返しになりますけれども、市から直接県に要望するということは行っていないところでございます。

高見委員

富山市は今では毎年のように割当てがあるけれども、それまでは毎年はなかったのです。県に各市町村から要望が全部上がってきて、順位をつけるわけです。例えば、ことしは富山市と高岡市で、その翌年は富山市が外れて、高岡市と射水市ということで、県である程度選んでランクづけされるのですね。

そういったこともありますので、富山市の郷土芸能を守るため、あるいは地域のコミュニティをしっかりと図るためにも、課長の役割は非常に大きいということだけを申し上げておきます。

分科会長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

分科会長      ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第94号中、市民生活部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長      意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第10号 平成30年度富山市繰越明許費繰越計算書、第2款総務費中、市民生活部所管分  
を議題といたします。  
これより順次、当局の説明を求めます。

市民生活相談課長      〔報告第10号中  
（仮称）水橋会館建設事業費について、  
議案書により説明〕

スポーツ健康課長      〔報告第10号中  
体育施設整備事業費について、

議案書により説明]

市民課長       〔報告第10号中  
戸籍住民基本台帳費について、  
議案書により説明〕

分科会長       これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

高田委員       （仮称）水橋会館建設事業費について、水橋  
会館の複合化の内容はまだ協議中ということ  
で捉えていましたが、ほぼ話がついたとい  
うことですか。

市民生活相談課長   今回は基本設計を発注したところでありまし  
て、その後検討していく形になります。  
具体的な個々の内容につきましては、これか  
ら詰めていく形になります。  
よろしく申し上げます。

分科会長       ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長       ないようですので、これをもって、質疑を終  
結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

以上で、厚生分科会市民生活部所管分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

~~~~~

午後1時6分 再開

分科会長      ただいまから、厚生分科会を再開いたします。これより、福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第94号 令和元年度富山市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長      〔挨拶〕

障害福祉課長      〔議案第94号中

障害者福祉事務費について（自立支援給付事務処理システム事業費について）、議案書及び議案説明資料により説明〕

生活支援課長 〔議案第94号中  
福祉奨学基金費について、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって、議案の質  
疑を終結いたします。  
これより、議案第94号中福祉保健部所管分  
の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分の議案  
の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第10号 平成30年度富山市繰越明許  
費繰越計算書、第3款民生費中、福祉保健部  
所管分、第4款衛生費、  
報告第11号 平成30年度富山市繰越明許  
費繰越計算書、

報告第15号 平成30年度富山市事故繰越し繰越計算書、  
報告第16号 債権放棄報告の件中、福祉保健部所管分、  
以上4件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部次長 〔議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分を終了いたします。

午後1時16分 休憩

~~~~~

午後1時57分 再開

分科会長 これより、厚生分科会こども家庭部所管分の議案の審査を行います。

議案第94号 令和元年度富山市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、こども家庭部所管分

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども支援課長 〔議案第94号中  
幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修等について、  
議案説明資料により説明〕

こども福祉課長 〔議案第94号中  
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高田委員 今ほどの未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業について、支給者

数が250人になっていますが、この方々の年齢はわかりますか。20歳以下のひとり親の数が聞きたいのですが。

こども福祉課長 お尋ねの件につきましては、年齢別の構成までは出していないことから、年齢の内訳がどうなっているのかは、現在、つかんでいないところであります。

高見委員 今の質問に関連して、今、離婚率が非常に高くなってきているのですね。何が原因なのかちょっとわかりませんが。そうすると、例えば子どもができてすぐ離婚したという方がだんだん増えてきて、ひとり親の数がものすごく膨れ上がってくるということが出てきますよね。

給付金を出してはならないということはないのですが、やっぱりもう少し、この前段の結婚観ということも踏まえて、何か考えていくことが必要ではないかなと思います。

離婚して、子どもがいるから、お金を出しますよと、安易な形でやるのは、ちょっといかななものかなと私は思います。

それともう一つは、「親に対して出す」ということです。離婚して、子どもに対していろいろな形で不便さを味わせたらだめだと。だ

から、行政から子どもに救いの手を差し伸べるという意味で支給するのであればわかるのですが一自分が言うと難しくなってくるのかもしれないけれども。

部長、体を大事にしなければいけないのだけれども一もう少しその辺のことも踏まえて、この児童扶養手当というのは、親に出すのは当然かもしれないけれども、結婚観というところからもう少し考え方を改めて、子どもに出すという形はとれないのですか。

国から出てくる措置だけれども一何か近ごろ、だんだん離婚がものすごく増えてきていて、若い人たちの結婚観というものがどういうふうに、本当に真剣に考えているのか、その辺から少し入っていくことも大事かなというような私の意見でございます。なかなか答弁できないのではないかと思うのだけれども。何でも出せばいいというものではないのです。

こども家庭部長 今、高見委員の御意見、承りました。

結婚観というものは、やはり個人によっていろいろな考え方があるので、行政のほうからこういうふうにしなさいと示すのはなかなか難しいことだと思えます。個人の自由だと思いますので。

ただ、こども家庭部といたしましては、子ど

もの命の大切さだとか、結婚をして、希望する時期に希望するだけの子どもを生み育てることの重要さを、講演会を行ったり、産婦人科の先生のお話を聞いてもらったり、いろいろな機会を捉えて伝えておりますので、地味な活動ではございますけれども、そういう形で啓発ということはしてきているところでございます。

高見委員

昔は、結婚して、子どもができて、そして、夫婦で何か問題があっても「子はかすがい」という言葉があったのです。今は、子はかすがいになっていないのですよね。邪魔だったら殺せというような、そういう極端な時代の背景もあるでしょう。

だから、子どもに対するいじめとか、悲惨なことが現実に出てきているのでしょうか。

そうであれば、やっぱり結婚観そのものから、お互いにしっかりと、もう少し考えてやっていかなければならない時代になってきたのかなと思います。いろいろなところで弊害が出てきているので。

松井委員

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関して、これは国による臨時・特別の措置としてという形なので、恐

らく単年度事業だと思うのです。確認なのですが、これはこの1回のためだけにシステム改修費用と事業費で、支給額と同等というか、それよりも大きい金額を使わなければいけないということによろしいのですよね。

こども福祉課長 今、御質問のありましたことにつきましては、1回支給させていただくということは決まっております。それ以降のことについては未定ではあるのですが、その1回で250人に支給するというにおきまして、児童扶養手当を受給している中で未婚の親の方が対象になっておりますことから、既存のデータをぜひとも利用させていただきまして—そのシステムを使わなければ手作業なりで作業することになると思うのです。そういったことに伴うヒューマンエラーなどを避けることを考えましても、やはりシステムを導入させていただきまして、こちらの作業をさせていただきたいと思い、システム導入につきまして要求をさせていただいたところになります。

松井委員 これは意見になるのですけれども—実際、国からの国庫支出金なのでいいのかもしれないですが—本来の目的に対して支給するもの以上に、それをすることによる手間をかけるこ

とに対して同等以上のお金をかけるというのは、果たして本当に正しい使い方なのか疑問を感じます。

これを継続してやるということだったら意味合いはまだ違うのですが、もし単年度ということであると、こういうことに税金を使うことが本当に正しいのかということとはちょっと疑問を感じるなど。

皆さんの所見というか、どういうふうな考えを持っておられるのかお聞かせいただければと思います。

こども福祉課長 今回のシステムの改修につきましては、国のほうで補助金の要綱も定められまして、必要と思う自治体につきましては補助金を申請して、今のところ、国から連絡が来ているものでは全額支給というような通知も出ております。担当課といたしましては、ぜひともシステムを使って処理をさせていただきたいという判断から、国のほうに事前申請をさせていただいてたということになります。

分科会長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長            ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

                          これより、議案第94号中こども家庭部所管分の意見の表明を行います。

                          意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長            意見の表明なしと認めます。

                          以上で、厚生分科会こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

                          次に、報告案件として提出されている

                          報告第7号 平成30年度富山市継続費繰越計算書、第3款民生費、

                          報告第10号 平成30年度富山市繰越明許費繰越計算書、第3款民生費中、こども家庭部所管分、

                          以上2件を一括議題といたします。

                          これより、当局の説明を求めます。

こども支援課長     〔議案書により説明〕

分科会長            これより、質疑に入ります。

                          質疑は、ありませんか。

大島委員            報告第7号について、愛宕保育所の建設事業

費の繰越しをされた主な原因をもう一度お聞かせいただけますでしょうか。

こども支援課長 愛宕保育所につきましては、建築主体工事と機械と設備の3本の工事がございます。そのうち、平成30年度で支出済みのものにつきましては、工事費の前金を4割なのですけれども一支出しただけですので、残りを全額、翌年度へ繰越しするものです。

大島委員 日程的に何かトラブルがあったということはないわけでしょうか。

こども支援課長 日程的には、特にトラブルはございません。当初の工期であります本年9月の完成に向けて、今、鋭意工事を進めているところであります。

分科会長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

以上で、こども家庭部所管分を終了いたします。

これで、6月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和元年6月定例会の予算決算委員会厚生分科会を閉会いたします。

令和元年6月定例会  
予算決算委員会厚生分科会記録署名

分科会長 高 田 真 里

署名委員 松 井 邦 人

署名委員 金 井 毅 俊